



平成 23 年 11 月 15 日

各 位

会 社 名 マスプロ電工株式会社  
代表者名 代表取締役社長 端 山 佳 誠  
(コード番号 6749 東証・名証 第一部)  
問合せ先 専務取締役企画管理本部長  
牧野 与志雄  
TEL (052) 802-2222

## 定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得等に関する

### 承認決議のお知らせ

当社は、平成 23 年 10 月 28 日付「定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ」(以下「平成 23 年 10 月 28 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更および当該変更によって全部取得条項普通株式(下記「I. ②」において定義いたします。)の全部の取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)および当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議しましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所市場第一部(以下「東証一部」といいます。)および株式会社名古屋証券取引所市場第一部(以下「名証一部」といいます。)の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成 23 年 12 月 15 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 23 年 12 月 16 日をもって上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、当社普通株式を東証一部および名証一部において取引することはできません。

### 記

#### I. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 23 年 10 月 28 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の当社定款の一部変更および当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。)について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会および本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。  
かかる種類株式としては、普通株式に優先して残余財産の分配を受けることを内容とする株式である A 種種類株式を設けることといたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項ならびに上記①および②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主の皆様(当社を除きます。以下同じとします。)から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は、株主の皆様に対し、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式 1,253,600 分の 1 株を交付いたします。この際、株式会社はしやま(以下「はしやま」といいます。)以外の株主の皆様に対して取得対価として割当てられる A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

## II. 各議案に係る承認決議

### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の①）および全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の②）の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続の①およびこれにともなう所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。

また、本完全子会社化手続の②の定款変更は、本臨時株主総会における第2号議案および本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。

本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、平成23年10月28日付当社プレスリリースの「定款一部変更の件-1」に係る変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案および本種類株主総会議案に係る定款変更の内容は、同リリースの「定款一部変更の件-2」に係る変更の内容のとおりです。

#### (2) 定款変更の効力の発生

本完全子会社化手続の①およびこれにともなう所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。

また、本完全子会社化手続の②の定款変更の効力は、本臨時株主総会および本種類株主総会における承認可決により、平成23年12月21日に発生いたします。

### 2. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続の③）の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続の③は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。

当該議案の内容は、平成23年10月28日付当社プレスリリースの「全部取得条項付普通株式の取得の件」においてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条第1項ならびに本完全子会社化手続の①および②による変更後の定款に基づき、株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、本完全子会社化手続の①の定款変更によって設けられるA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき1,253,600分の1株の割合をもって交付するものです。この結果、はしま以外の株主の皆様に対して当社が割当てるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

#### (2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会および本種類株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続の①およびこれにともなう所要の定款変更の効力発生ならびに本完全子会社化手続の②の定款変更の効力発生を条件として、平成23年12月21日に発生いたします。

#### (3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、本完全子会社化手続の①の定款変更によって設けられるA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき1,253,600分の1株の割合をもって交付いたします。

また、株主の皆様に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となるときには、1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、その売却により得ら

れた代金をその端数に応じて株主の皆様へに交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得てA種種類株式をはしまに売却すること、または会社法第234条第2項および第4項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買取することを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、取得日の前日において株主の皆様が保有する当社全部取得条項付普通株式数に1,070円（はしまが当社普通株式に対し公開買付けを行なった際における当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へに交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

### III. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は、以下のとおりです。

|  |                |
|--|----------------|
| 種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の①）の効力発生日           | 平成23年11月15日（火） |
| 当社普通株式の東証一部および名証一部における整理銘柄への指定               | 平成23年11月15日（火） |
| 当社普通株式の東証一部および名証一部における売買最終日                  | 平成23年12月15日（木） |
| 当社普通株式の東証一部および名証一部における上場廃止日                  | 平成23年12月16日（金） |
| 全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の②）の効力発生日           | 平成23年12月21日（水） |
| 全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付（本完全子会社化手続の③）の効力発生日 | 平成23年12月21日（水） |

以 上